②学習塾的な支援に偏っていると見られる事例

運営・支援内容	理由
放課後等デイサービスの他に、同一法人において学習塾を運営している。学習塾とエリアは分かれているが、支援内容は学校の宿題が中心。	支援内容は学習支援ではあるが、障害特性に配慮した課題等が提供されている訳でもなく、学習塾や放課後児童クラブと同様の内容となっていると思われる。
学習塾を経営している会社が放課後等デイサービス事業所を運営しているが、学習塾の（一般児童向けの）教材やプリントをやらせようとするケースがある。	塾の教材やプリントでは、個々の障害児の特性に合わせた支援をすることは困難だと思われる。
利用児童の受験対策や資格取得を目指すための指導を行っている。中には進学率を売り文句にする事業所も存在する。	放課後等デイサービスは「生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流その他の支援」を行う事業であり、学習塾や資格取得の学校ではなく、 また、私費で利用する学習塾と区別できないと思われる。

等

③習い事と変わらない支援を行っていると見られる事例

運営・支援内容	理由
放課後等デイサービスの他にフリースクールを運営している法人において、同一の施設内でどちらのサービスも提供しており、支援内容や活動場所も明確な線引きがない。	フリースクールと法定サービスである放課後等デイサービスの支援内容等が混同しており、支援内容についても、フリースクールの内容と変わらないと思われる。
プログラミングの技術指導を行っている。	放課後等デイサービスにおいて提供すべき支援の内容とはいい難く、偏った発達を促すおそれもあると思われる。
絵画のみ、サッカーのみ、音楽のみを実施している。 また、ICT訓練と称してパソコンやタブレットに慣れさせるだけの支援を行っている。	個別の障害児の状況に応じた発達支援とはいい難く、一般的なカルチャースクール等と区別ができないと思われる。

等

※「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書」参考資料（令和３年１０月）より

④その他の事例

運営・支援内容	理由
サービス提供時間のほとんどを送迎が占めており、実質的に送迎を目的としたような利用形態である。	報酬に見合った発達支援の時間が確保できていないと思われる。
スキー場のスキー教室やボウリング場、カラオケや映画館に連日連れて行っている事業所や、 市民体育館等の利用が常態化している事業所がある。	単にレジャー施設で過ごしているだけと思われる事例もあり、利用児童の個別的な状態に沿った支援内容とはいい難いと思われる。 また、主たる支援場所が指定を受けていない場所となるということは、障害児の安全に配慮した設備要件が有名無実化することになると思われる。
個別支援計画の達成目標について、具体性を欠き、目標達成のために何を行っているのかが不明瞭な状態となっている。また、どの利用者についても同じような達成目標となっており、それぞれの利用者に合わせた目標設定が行われているのかが不明瞭な場合がある。	支援内容が漫然かつ画一的となり、障害児の心身の状況等に応じた支援が提供できないおそれがあると思われる。
土日のプログラムとして、毎週のように入場料や利用料のかかる施設や小旅行に遊びに連れて行っている。	プログラムの内容から、もともと土日の利用予定でない利用者の利用希望もあるため、定員超過が生じがちとなっている。 また、毎週のように車で遊戯施設に出かけることで、家庭での余暇の過ごし方が身につかない恐れがあり、通常の児童の週末の過ごし方として不適当と思われる。
訓練のメニューとして近隣の店舗から「厚意で」軽作業を提供され、併せて「児童が達成感を得るため」として店舗から作業代金を受領しており、作業代金から消耗品費を差し引いた金額を児童に「お手当」として支給していた。	実質的な児童就労と見られかねないと思われるため。

等

※「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書」参考資料（令和３年１０月）より

３．京都市の現状について

３．京都市の現状について

① 事業所数の急増

<参考：児童発達支援・放課後等デイサービスの事業所数>

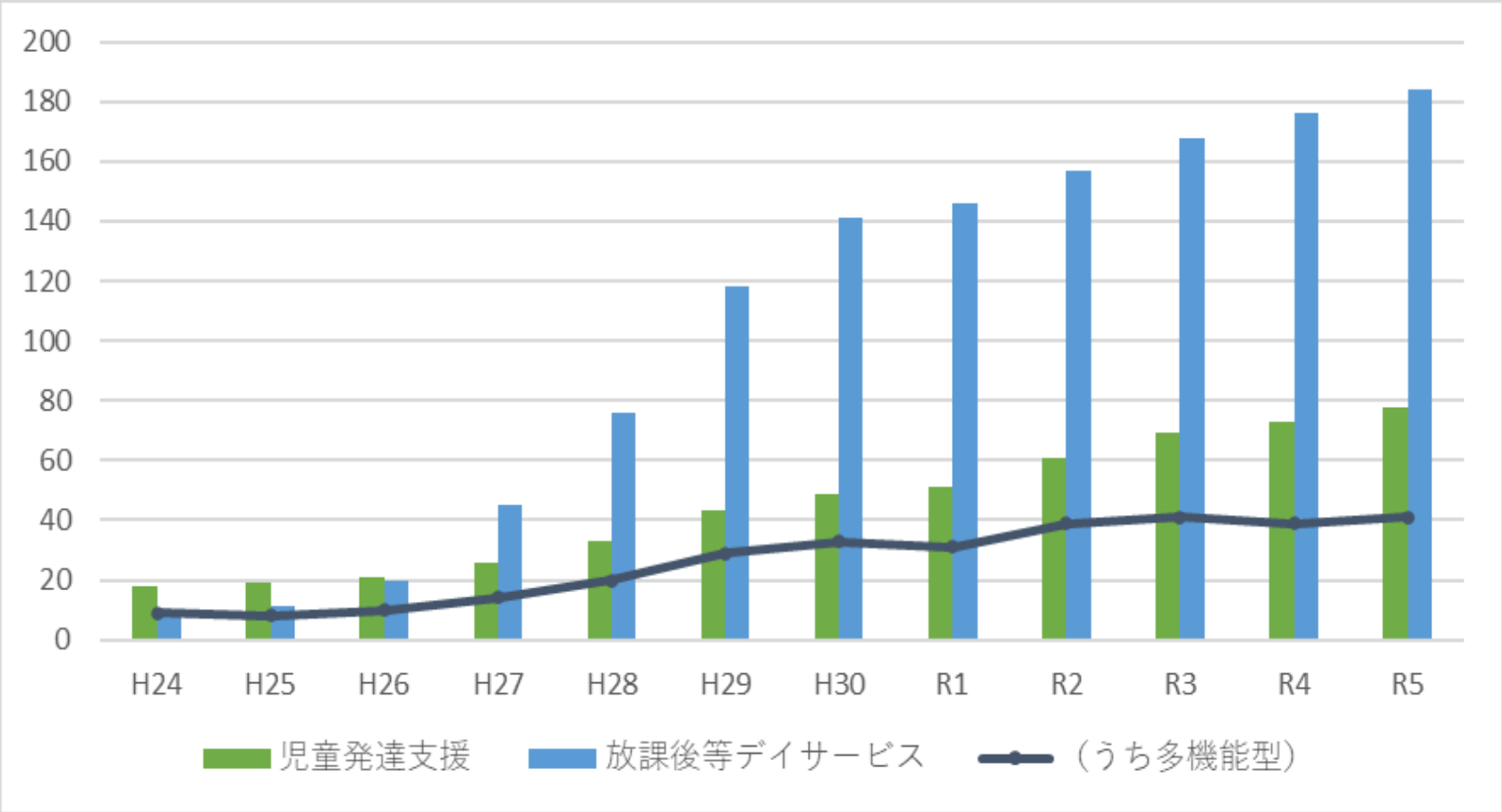

３．京都市の現状について

② 支援の質の課題と行政処分事案

＜参考：本市における過去の処分事例＞

処分年度	事業者（事業所名）	概要	処分内容等
H30年度	（株）プレイズコンフォート （くるみの森 山科、２号店、３号店、左京）	人格尊重義務違反、人員基準違反、不適正運営、不正請求、虚偽答弁、不正手段指定、不当行為	指定取消 （約1,460万円）
R元年度	（一社）ガジュマル （放課後等デイサービス　ガジュマル）	人員基準違反、不適正運営、不正請求	一部効力停止（6箇月） （約760万円）
	（株）Sirius （放課後等デイサービスだいち）	人格尊重義務違反、人員基準違反、不正請求、虚偽報告	指定取消 （約980万円）
R2年度	（有）つぼみ （夢来（むっく））	不適正運営、不正請求	一部効力停止（9箇月） （約2,960万円）
	（一社）子ども発達総合支援会 （さくらハウス）	虚偽報告、不正請求	指定取消 （約470万円）
	（株）トゥルー・セルフ （放課後等デイサービスなちゅらるはうす）	不当行為、虚偽報告、不正請求	指定取消 （約1,870万円）
	ＳＥＩＢＵ観光企画（株） （放課後デイサービスChau Chau）	不正手段指定、人員基準違反、不適正運営、不正請求	指定取消 （約640万円）
R3年度	（同）ＣＲＡＤＬＥ （放課後等デイサービス　パピー）	不当行為、人員基準違反、不適正運営、不正請求	指定取消 （約4,340万円）
	（同）あゆみｓｍｉｌｅ （放課後等デイサービス　あゆみsmile）	不正手段指定、人員基準違反、不正請求、虚偽報告	指定取消 （約2,010万円）

３．京都市の現状について

③ 行政区・支所単位での総量規制

- 事業所数の増加に伴う地域偏在を解消し、支援を必要とする児童がより身近な地域で支援を受けられるよう、障害児福祉計画に定める必要量を上回る行政区・支所での新たな指定を制限し、引き続き必要量を下回る行政区・支所において、公募により事業所選定を行う仕組み（総量規制）を導入
- 放課後等デイサービスでは、令和元年度から実施

<参考：放課後等デイサービスにおける事業所数の推移>

	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	西京	洛西	伏見	深草	醍醐	合計
R1.8時点	12	11	12	13	3	18	8	3	20	10	9	21	6	5	151
不足事業所	1	-3	5	-5	-1	-4	-3	4	5	2	-4	-2	-1	1	―
R5.4時点	15	11	17	13	3	17	7	9	32	16	8	21	7	8	184
不足事業所	-2	-2	1	-1	1	1	2	-1	-2	1	-1	-1	-1	-2	―

３．京都市の現状について

④ 質の向上に向けた取組（放課後等デイサービス支援事業）

- 放課後等デイサービスの支援の質の向上を目的に、令和元年度から「放課後等デイサービス支援事業」を本市独自に実施
- 児童福祉・障害福祉における専門的知識・経験を有する専門員（受託法人）により、**放課後等デイサービスを巡回訪問**し、現場での支援内容や、家族支援、地域連携の方法等について、皆さまが日々感じている課題や不安をお聞きし、改善策を提案
（昨年度末までに、延べ１１９回訪問）
- 現場の従事者向けに、障害に対する理解促進や支援のスキル向上を図るため、**「放課後等デイサービス関係職員研修」**を実施
（昨年度は６日間、延べ２３９名が参加）
- また、過去の研修動画やお役立ち情報をまとめたホームページも作成

４．障害児通所支援の今後について

４．障害児通所支援の今後について

- 令和６年度報酬改定を見据え、今後の方向性について国の検討会で２回にわたり議論
  - 令和３年度：「障害児通所支援の在り方に関する検討会」
    https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21746.html
  - 令和４年度：「障害児通所支援に関する検討会」
    https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32311.html
- また、令和５年４月に設置された子ども家庭庁において、こども施策に関する大綱（こども大綱）を定めるための議論が開始
- 報酬改定の具体的な見直し案については、今後、報告書の内容を踏まえ、国において具体的な検討が進められる予定

障害児通所支援に関する検討会報告書 ～概要❶～

【令和５年３月】

障害児通所支援の基本的な考え方

こどもの権利を社会全体で守る | **こどもと家族のウェルビーイングの向上** | **インクルージョンの推進**

障害児支援を進めるにあたって、行政、事業所、関係機関等の全ての関係者は、以下の基本的な考え方をもって進めていくべきである。

- **こどもの意見表明の確保、発達、人権及び基本的自由の保障**がなされることで、**こどもの最善の利益を社会全体で守っていく環境づくり**を進める。
- こどもや保護者が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントの視点を持ち、**こどもと家族のウェルビーイングの向上**につながるよう取り組んでいくことが必要。
- 障害の有無にかかわらず、こどもが様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学び合い、成長していくことが重要。**こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を常に念頭に**、こどもや家族の支援にあたっていくこと。

1. 児童発達支援センターを中心とした地域の障害児通所支援の体制整備

児童発達支援センターの中核機能

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援･家族支援機能
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイス･コンサルテーション機能
- ③ 地域のインクルージョン推進の中核機能
- ④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

４つの中核機能全てを十分に備えるセンターを、**中核拠点型**として整備を推進していく方向で検討。

福祉型・医療型の一元化後の方向性

一元化後は、**保育士・児童指導員を手厚く配置する**等の方向で検討。また、福祉型の３類型（障害児、主に難聴児、主に重症心身障害児）についても、一元化した上で、**障害特性に応じた支援を行った場合に、必要な評価**を行う方向で検討。

2. 児童発達支援・放課後等デイサービス

- 各ガイドラインに定めるそれぞれの役割に加え、５領域（※）等、全ての視点を含めた**総合的な支援が提供されることを基本**とすべき。
- 総合的な支援を行い、**その上でこどもの状態に合わせた特定の領域への専門的な支援（理学療法等）を重点的に行う**支援が考えられる。その際には、**アセスメントを踏まえ、必要性を丁寧に判断**し、障害児支援利用計画等に位置づける等、**計画的に実施**されることが必要。

（※）「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

障害児通所支援に関する検討会報告書　～概要❷～

【令和５年３月】

２．児童発達支援・放課後等デイサービス（続き）

- **ピアノや絵画のみを提供する支援は、公費により負担する支援として相応しくない**と考えられ、これらの支援の提供にあたっては、**ガイドラインに示される支援の視点等とのつながりを明確化した支援内容**とした上で提供することが必要。
- 利用の仕方等により、支援時間に差異があることから、**支援に対する人員の配置の状況や支援内容**等にも留意しつつ、**支援時間の長短を考慮したよりきめ細かい評価**を行うことが必要。
- 保護者の就労等による預かりニーズについては、**家族全体を支援する観点**から、こどもと家族の**アセスメントを踏まえて、児童発達支援や放課後等デイサービスにおいても対応**することが重要。
- 放課後等デイサービスについては、**学校や家庭とは異なる場**であり、**安心・安全でその子らしく過ごせる場**としての機能も重視すべき。また、学校に通学できない（不登校の）障害児について、関係機関と連携して支援していくことが必要。

３．インクルージョンの推進

- 障害児支援による保育所等の**一般施策への後方支援の取組を強化し**、保育所等訪問支援等を活用しながら、保育所等の障害児への支援力向上を図っていく等、**子育て支援と障害児支援が双方向から緊密に連携が行われる地域の体制づくり**を進めていくことが重要。
- 保育所等訪問支援が**より効果的に活用されるよう**、人員配置や報酬上の評価、運用について**必要な見直しを行う方向で検討**すべき。
（チームでアセスメントや一定の支援を行う場合や、時間の長短も含め、支援内容を踏まえた評価の検討）

４．障害児通所支援の給付決定等

- 給付決定において、適切に発達支援の必要性や支給量を判断するとともに、その後の支援に活用していく上でも、**こどもの発達状況等も把握できる調査指標に見直す**ことが必要。
- セルフプラン率が高い現状も踏まえ、**障害児相談支援による支援が行われるよう取組を進める**ことが必要。また、障害児相談支援の整備が途上にある地域等においても、**適切にコーディネートが行われる方策を検討**していくことが必要。

５．障害児通所支援の質の向上

- 市町村は**（自立支援）協議会子ども部会を設置**し、児童発達支援センターも参画して、**地域の課題を把握・分析**しながら、地域の支援の質の向上に取り組むことが重要。
- **自己評価・保護者評価**について、集約・分析し、その結果を公表する等、**効果的な活用方策等について検討**を進めることが必要。
- 人材育成について、専門性を身につけるため、**基礎、中堅、専門といった段階的な研修体系の構築**等を進めることが必要。

４．障害児通所支援の今後について

- **こども政策の推進に係る有識者会議第２次報告書 ～「こども大綱」の策定に向けた論点～（令和５年３月２８日）**

（障害児支援の充実）

全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けて、**障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進することが重要**である。

このような観点等を踏まえ、障害や発達に課題のあるこどもへの支援は、一般の子育て支援との連続の中で行うことが求められる。特に、医療的ケアが必要なこどもや様々な発達に課題のあるこども等について、**医療、福祉、教育が連携して対応することが必要**である。

また、障害や発達の課題を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくことにより**こども本人のみならず保護者やきょうだいの支援を図る**とともに、放課後等デイサービス等学齢期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、関係者の連携の下、早い段階から行っていくことが重要である。

障害福祉サービス等報酬改定検討チームについて

障害福祉サービス等に係る報酬について、報酬改定の検討を行うため、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」を開催し、アドバイザーとして有識者の参画を求めて、公開の場で検討を行う。

主査　厚生労働大臣政務官
副主査　厚生労働省障害保健福祉部長
副主査補　こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当）
構成員
厚生労働省障害福祉保健部　企画課長
障害福祉課長
精神・障害保健課長
地域生活・発達障害者支援室長
職業安定局雇用開発部　障害者雇用対策課
（オブザーバー）
こども家庭庁支援局　障害児支援課長

検討過程の客観性・透明性の担保のために参画

アドバイザー（11名）

- 有村　大士　日本社会事業大学社会福祉学部教授
- 石川　貴美子　秦野市福祉部障害福祉課長
- 石津　寿惠　明治大学教授
- 井出　健二郎　兵庫県立大学大学院経営専門職医療介護マネジメント教授
- 岩崎　香　早稲田大学人間科学学術院教授
- 小澤　温　筑波大学人間系教授
- 高　容康　豊中市こども未来部はぐくみセンターおやこ保健課主幹、豊中市立児童発達支援センター所長
- 佐藤　香　東京大学社会科学研究所社会調査・データアーカイブ研究センター教授
- 田村　正徳　埼玉医科大学総合医療センター名誉教授、佐久大学客員教授
- 野澤　和弘　毎日新聞客員編集委員
- 橋本　美枝　成田地域生活支援センター施設長

※ 主査が必要と認める時は、関係者から意見を聞くことができる。

【検討項目】（１）障害福祉サービス等報酬改定の基礎資料を得るための各種調査
（２）令和６年度障害福祉サービス等報酬改定　等

＜令和６年度報酬改定チーム検討スケジュール（イメージ）＞

令和５年５月22日（月）	第28回報酬改定検討チーム（今後の検討の進め方について）
７月～８月	関係団体ヒアリング（６回程度）
８月中	関係団体ヒアリングの意見まとめ、論点整理
９月～10月	各サービスの報酬等の在り方について検討
11月	サービス横断的な報酬等の在り方について検討
12月	報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ
令和６年２月	障害福祉サービス等報酬改定案のとりまとめ

５．最後に

- 放課後等デイサービスにおける「連携」の重要性
  - 他の放課後等デイサービスとの連携
  - 相談支援事業所との連携
  - 他の福祉施策（例：児童発達支援・移動支援）
  - 医療機関との連携
  - 学校との連携
  - 児童館・学童クラブとの連携
  - 行政との連携　等々…
- より良い「連携」を実現するために、放課後等デイサービスの立場から取り組めることはあるか？